

令和6年1月20日

学生各位

学生主事 奥野 祥治

特別な事由による令和6年度授業料の免除について

このことについて、下記のとおり受付を行いますので、希望者は学生課学生係まで申し出てください。

記

1. 出願資格

別添「令和6年度授業料免除申請（特別な事由）」参照

- ・災害等による場合（学資負担者が死亡、風水害等の災害を受けた等）
- ・学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
など

2. 受付期限

4月9日（火）17時までに学生係まで申し出てください。
（申請書類をお渡しします。）

3. 書類提出期限

4月16日（火）17時まで

以上

<暫定版>

今後、内容に変更が生じる場合があります。最新版は teams 等で共有予定です。

その他（新制度によらない）の授業料免除

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

~~(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合~~

~~新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合~~

- ~~①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。~~
- ~~②事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。~~
- ~~③家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。~~

~~※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に算出することとし、直近三ヶ月分を4倍した金額を基に判定することを原則とする。~~

~~(4) 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除申請を行える場合~~

~~・経済的理由による場合~~

~~経済的理由によって授業料の納付が困難^{※1}であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる場合~~

~~○対象：・専攻科2年生~~

- ~~・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生~~
- ~~・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生~~

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」^{※1}とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。